破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１６５号
兵庫県明石市松が丘３丁目４番11号
債務者　株式会社トーゴー
代表者代表取締役　後藤　道明
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成27年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県豊岡市今森363番地の１
債務者　株式会社河本商店
代表者代表取締役　河本　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後４時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３７５号
横浜市神奈川区神大寺１丁目33番12号
債務者　有限会社田園地所
代表者代表取締役　鏑木　司文
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１２９号
大阪市西区阿波座１丁目９番９号
債務者　株式会社ニューウイング
代表者代表取締役　石本　正人
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１号
札幌市豊平区平岸３条14丁目２番16号
債務者　株式会社華咲
代表者代表取締役　前田　　亮
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
秋田県能代市栄町16番18号
債務者　有限会社秋田農産
代表者代表取締役　遠藤　純二
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午後２時
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３３３４号
大阪府枚方市南楠葉１丁目30番１号
債務者　株式会社アイコン
代表者代表清算人　伊藤美都子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前11時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１０号
名古屋市西区児玉２丁目17番36号
債務者　有限会社川口インテリア
代表者取締役　川口　正人
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３５号
徳島県三好市池田町白地井ノ久保331番地
債務者　仁尾　健治
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
4　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第５７号
青森市小柳３丁目17番８号
債務者　藤田　光子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　和秀
4　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
青森市大字新城字平岡146番地118
債務者　佐々木知子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
青森県上北郡七戸町字橋ノ上143番地３
債務者　向中野ツセ
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
青森県上北郡七戸町字橋ノ上143番地３
債務者　向中野保彦
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１５号
名古屋市東区大幸４丁目15番31号
債務者　宮崎　忠泰
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２０１号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目６－11　宮崎台バーズビレッジＥ－445
債務者　古村　竜太
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　将一
4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部